

第11条 雇用

- 雇用の分野における女性差別を撤廃し、次のような権利を保障するため、措置がとられるべきである。
 - 労働の権利。
 - 男性と同一の雇用機会についての権利。
 - 職業を自由に選択する権利。昇進、雇用の保障、勤務にかかわるすべての手当ておよび条件についての権利。職業訓練と実習。高度職業訓練および定期訓練を含む再訓練についての権利。
 - 同一価値の労働についての同一報酬（諸手当を含む）および労働の質の評価についての取り扱いの平等。
 - 社会保障の権利。
 - 労働条件にかかわる健康の保護および安全についての権利。
- 締約国は、結婚または母性を理由とする女性差別を防止するため、次のような適切な措置をとる。
 - 妊娠、母性休暇または婚姻を理由とする解雇の禁止。
 - 給料またはこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ現職、先任順位または社会的手当を失うことなく母性休暇を導入する。
 - 親が家庭の義務と労働の責任を両立させることを可能にするため、社会サービス、特に保育施設の提供を奨励する。
 - 妊娠中の女性に有害であることが証明されている業務においては、女性に特別の保護を与える。
- この項で述べた保護立法は、最新の知識に照らして定期的に検討され、修正を加えられるべきである。

健康（第12条）

- 家族計画を含む保健サービスへの平等な機会を女性に保障し、保健の分野における差別を撤廃するため、措置がとられるべきである。
 - 妊娠、出産、産後期の女性に対し、必要な場合には無料で、適切な便宜が供与されるべきである。同時に妊娠中及び授乳期間中には、適当な栄養を供給する。

経済的、社会的給付（第13条）

- 女性は、男性との平等を基礎として、次のような権利を有する。
 - 家族手当についての権利。
 - 銀行貸し付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利。
 - レクリエーション活動、スポーツおよびあらゆる面で文化的的生活に参加する権利。

第14条 農村女性



農村女性（第14条）

- 農村地域の女性に特有の問題および農村女性が家族の生活のために経済的に果している無報酬の労働を含めた特別の役割について、考慮が払われなければならない。このため、以下の権利が要求される。
 - あらゆる段階の開発計画の作成および実施に参加する権利。
 - 家族計画の情報、カウンセリング、便宜を含む適当な保健施設を利用する権利。
 - 社会保障計画から直接に利益を受ける権利。
 - 技術的熟練の増進を含むあらゆる形態の訓練および教育を受ける権利。
 - 収入を生み出すために、自立グループや共同組合を組織する権利。
 - あらゆる地域活動に参加する権利。
 - 信用および貸し付け、市場施設、適正な技術、土地と農地の改革、並びに土地の再定住計画における平等な待遇に対する機会を得る権利。
 - 特に住居、衛生、電力および水の供給、交通と通信に関し、適切な生活条件を享受する権利。

法律（第15条）

- 次のような領域で、女性は、法の前に男性と平等である。
 - 男性と同一の法的能力および契約の締結、財産の管理、裁判手続

法的能力と契約の締結、財産の管理、裁判手続

- きに関してその法的能力を行使する同一の機会
 - 女性の法的能力を制限するあらゆる契約およびその他の私的文書は無効と宣言される。
 - 女性は自由に移動し、その居住および住所を自由に選択することができる。



婚姻と家族（第16条）

- 女性は結婚および家族関係に関し、特に次の事項について、男性と同等の権利と責任を有する。
 - 結婚する権利。
 - 配偶者を選ぶ権利。
 - 結婚期間および結婚を解消する際の同一の権利と責任。
 - 結婚しているか否かを問わず、親として同一の権利と責任。
 - 子の数および間隔を自由に選択し、この権利の行使を可能にする情報、および手段を得る機会。
 - 児童の保護、後見、信託および養子縁組に関する権利と責任。
 - 家族の姓および職業選択の権利を含む、夫と同等の個人的権利。
 - 財産の所有、取得、運用、管理、享受および処分に関する同一の権利。
- 結婚のための最低年齢が定められ、公の登録所への結婚登録が義務づけられる。

女子の差別撤廃委員会（第17条―22条）

- 締約国が条約のもとに引き受ける義務は、国が条約を批准した後でできる限り速やかに―国によっては批准と施行の間に準備期間を設けるが―実施されるべきことを意図している。この条約の実施によってもたらされた歩みを検討するために、この条約の効力発生（1982年4月16日）の後、「女子の差別撤廃委員会」（Committee on the Elimination of Discrimination Against Women-CEDAW）が設置された。締約国は、高潔、かつ条約の対象とする分野に能力を有する23人の専門家を選出する。この専門家は締約国の政府により指名されるが、個人の資格で職務を行う。委員会の委員は4年の任期で選出され、役員は2年の任期で選出される。

締約国は、少なくとも4年ごとに、この条約の規定を実施するためにとった措置について委員会に報告することを約束する。委員会は毎年、締約国から得た情報にもとづき、締約国の進歩を検討するため、2週間を会期として会合を開く。

条約の運営（第23条―30条）

- この条約の運営の詳細は、条約第23―30条に述べられている。

人権

人権とは――？

- 人権とは、人々が知性や良心の資質を完全に発達させ、精神的な要求を満たし、健康かつ幸福であるにふさわしい生活水準を享受し得る生活の条件を意味するもので市民的、政治的、経済的、社会的、そして文化的なすべての条件を含む。
- 人権は、すべての人がその尊厳と価値を尊重、擁護されて生活を営むべきである、という信念にもとづいている。
- 人権は、男、女、児童といったあらゆる人の日常生活に影響を及ぼしている。
- 社会の長い発達の過程で、何世紀もかけて成熟してきた市民的、政治的なものと呼ばれる伝統的な権利がある。そして、もっと後になって認められた、経済、社会、文化的な諸権利がある。しかし、これらのすべてが人権であり、互いに切りはなすことはできない。

市民的、政治的な権利とは――？

- 市民的、政治的な権利は、個人の生命、自由、安全にかかわっている。人は隷属させられてはならず、人道に反し品位をおとしめる方法や拷問によって罰せられてはならない。あらゆる人は、法の前に平等である。何人も不当に逮捕され、追放されてはならない。もし犯罪を告発されれば、あらゆる人が公平な事情聴取を受ける資格を有し、有罪が証明されるまでは無実とみなされねばならない。
- 個人生活、家族、家庭、通信の自由は恣意的な干渉から保護されなければならない。
- 迫害を受けた場合には、あらゆる人にとって他国に庇護を求めることが可能であるべきである。あらゆる人は、国籍についての権利を有する。あらゆる人は結婚し、家庭をつくることができ、家族は保護される資格を与えられるべきである。あらゆる人は、財産を所有する権利を有する。
- 市民的、政治的な権利はまた、基本的自由―思想、良心、信教の自由、表現の自由、平和的集会に参加し、例えば労働組合に関係するといった集会、結社の自由―を含んでいる。
- あらゆる人は、選挙や公職につく平等の機会を通じて、自国の政府に参加する権利を享受すべきである。

経済的、社会的および文化的な権利とは――？

- これらの諸権利は、労働の権利、職業を自由に選択する権利、公正かつ有利な労働条件を求める権利、失業に対して保護される権利を含む。
- あらゆる男女は、同一の労働について同一の報酬を受ける権利を有する。
- すべての人は、休息と余暇の権利を有する。
- 適切な生活水準および十分な食糧、衣服、住居に対する手段、医療、社会サービス並びに社会保障は、また別の基本的な人権である。
- 母親と児童は、特別の配慮と援助を受ける資格がある。
- あらゆる人は、教育を受ける権利および地域の文化生活に参加する権利を持つべきである。

それが私達の権利だと、誰が言うのか？

- 人権という概念は、何世紀もの長い年月をかけて発達してきており、多くの国々で、その法令、憲法、民法に組み入れられている。国連は、国連憲章と世界人権宣言にその尊重をうたい、多くの条約と宣言でそれを再確認してきた。

締約国とは――？

- 条約を批准するか、または加入した国のことである。

条約を批准または加入するとは――？

- 「条約法に関するウィーン条約」第2条によれば、批准と加入は、それぞれ、国際的な段階で、国家がそれによって条約に拘束されることに同意する証しの行為である。

条約の署名国とは――？

- 条約の内容に賛同し、国内法をそれに適合させる意図を持つ国のことである。しかし、条約に署名した国が、必ずしもその規定を実施する必要はない。



女子の差別撤廃委員会メンバー

任期1986年まで（12名）

- Ms. Aleksandra Pavlovna BIRYUKOVA（ソ連）
- Ms. Irene R. CORTES（フィリピン）
- Ms. Farida Abou EL-FETOUB（エジプト）
- Ms. Muvsandanzangyn IDER（モンゴル）
- Ms. Zagorka ILIC（ユーゴスラヴィア）
- Ms. Vinitha JAYASINGHE（スリランカ）
- Ms. Raquel MALEDO DE SHEPPART（ウルグアイ）
- Ms. Gian MINQUIAN（中国）
- Ms. Landrada MUKAYIRANGA（ルワンダ）
- Ms. Vesselina V. PEYTCHEVA（ブルガリア）
- Ms. Maria REGENT-LECHOWICZ（ポーランド）
- Ms. Lucy SMITH（ノルウェー）

任期1988年まで（11名）

- Ms. Elizabeth EVATT（オーストラリア）
- Ms. Marie CARON（カナダ）
- Ms. Esther VELIZ DIAZ DE VI LALVILLA（キューバ）
- Ms. Kongit SINEGIORGIS（エチオピア）
- Ms. Edith OESER（東独）
- Ms. Chryssanthi LAIOU-ANTONIOU（ギリシア）
- Ms. Desiree P. BERNARD（ガイアナ）議長
- Ms. Aida GONZALES MARTINEZ（メキシコ）
- Ms. Alma MONTENEGRO DE FLETCHER（パナマ）
- Ms. Maria Margarida DE REGO DE COSTA SALEMA MOURA RIBEIRO（ポルトガル）
- Ms. Margareta WADSTEIN（スウェーデン）



任期1988年まで（11名）

- Ms. Elizabeth EVATT（オーストラリア）
- Ms. Marie CARON（カナダ）
- Ms. Esther VELIZ DIAZ DE VI LALVILLA（キューバ）
- Ms. Kongit SINEGIORGIS（エチオピア）
- Ms. Edith OESER（東独）
- Ms. Chryssanthi LAIOU-ANTONIOU（ギリシア）
- Ms. Desiree P. BERNARD（ガイアナ）議長
- Ms. Aida GONZALES MARTINEZ（メキシコ）
- Ms. Alma MONTENEGRO DE FLETCHER（パナマ）
- Ms. Maria Margarida DE REGO DE COSTA SALEMA MOURA RIBEIRO（ポルトガル）
- Ms. Margareta WADSTEIN（スウェーデン）

個人の行動のための提案

- 一人一人の女性が、条約に盛り入れた自分の権利を、理解すべきである。ひとたび理解すれば、女性はその権利を自分自身および他の女性のために推進できるだろう。たとえば、もし自国の政府がこの条約を批准、または加入していないとしたら、それを促すことができよう。

女性が最も影響力をもつ地域社会で活動することもできる。もし条約に数え上げられている権利が尊重されていないならば、自分自身でまたは女性のグループと共に行動することで、その状況を改善するよう努力することができるだろう。

私達はまた、学校で女性の権利について教えるよう、また地域の新聞や雑誌で女性について書くように促すこともできる。

女性の権利の推進は、女たちがさまざまな民間組織を通して働きかければ、より大きな効果を期待できる。

地域社会と国の責任は別として、一人一人の女性は、国連が女性の権利を向上させるために活動していることを理解し、その活動を他の人に知らせることができよう。

女性の権利についての共通の基準が全世界に認められるまでは、女性は社会のすべての分野で、すべての段階で、男性と真に平等ではあり得ないだろう。そして女性が男性との平等を手にしない限り、社会の発展に完全に参加し、平和という重要な、世界の目標を達成することはできない。



国際連合広報センター

1985年3月

国際連合広報センター

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館22階
〒107 電話（475）1611～4